

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の扶養手当の支給に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 6 条 理事長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の恒常的な所得の合計額が年額 130 万円程度以上 <u>(満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者</u> <u>にあっては、年額 150 万円以上)</u> である者</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 6 条 理事長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の恒常的な所得の合計額が年額 130 万円程度以上である者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>・扶養親族の対象の見直し</p>